

日本の地方自治について

2014年5月

日本国総務省大臣官房総括審議官
佐々木 敦朗

目次

- 1 日本の地方自治の概要
- 2 地方公共団体～都道府県と市町村～
- 3 地方公共団体の機関、組織等
- 4 地方財政
- 5 地方分権改革

1 日本の地方自治の概要

日本の地方自治制度のあらまし

日本の地方自治制度のあらまし

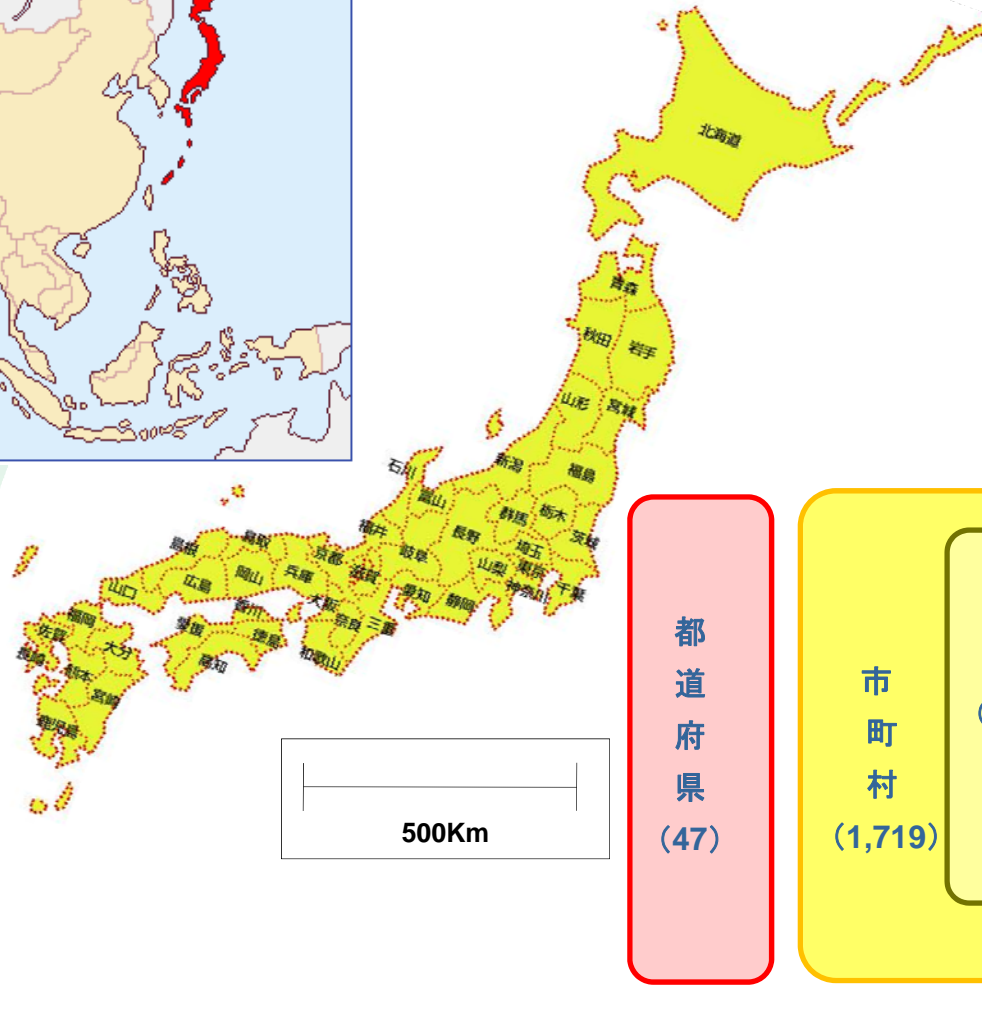
- 日本の地方自治は、憲法で保障されている。 国と地方は別の法人格を持ち、地方自治の仕組みや国と地方の関係については、地方自治法に定められている。
- 地方公共団体は、公選（住民の直接選挙）による議員による議会を持ち、議会は、予算の議決等のほか、法律の範囲内での立法権限を有している。
- 行政の執行は原則として公選される首長（知事・市町村長）が行う。
 - ※ 国の行政執行は、内閣が行う。国は議院内閣制を採る。
 - ※ 教育、警察等の分野では、行政委員会制度が採用されている。
- 日本の地方公共団体は、都道府県・市町村の2層制である。
 - ※ 単一制国家であり、連邦制国家ではない。
 - ※ 都道府県47、市町村1,719（2013年4月1日現在）



2 地方公共団体

日本の地方公共団体
地方公共団体の数と構成

日本の地方公共団体 - 配置 -



都道府県
(47)

市町村
(1,719)

市
(789)

町
(746)

村
(184)

特別区
(23)

地方公共団体の数と構成

種別	数		人口(最大～最小)	
都道府県	47	都 (1)	13,159,388 (東京都)	
		道府県 (46)	9,048,331(神奈川県) ～ 588,667 (鳥取県)	
市町村	1,719	市 (789)	指定都市 (20)	3,688,773 (横浜市) ～ 709,584 (岡山市)
			中核市 (41)	609,040 (船橋市) ～ 279,127 (函館市)
			特例市 (40)	561,506 (川口市) ～ 197,449(鳥取市)
			その他 (686)	580,053(八王子市) ～ 4,387 (歌志内市)
		町 (746)	50,442(府中町) ～ 1,246 (早川町)	
		村 (184)	53,857 (滝沢村) ～ 201 (青ヶ島村)	
特別区 (東京都に設置)	23		877,138 (世田谷区) ～ 47,115 (千代田区)	

(注) 地方公共団体の数及び内訳は、2013年4月1日現在
人口は2010年国勢調査人口(確定値)による

3 地方公共団体の機関、組織等

地方公共団体の機関

首長と議会の関係

地方公共団体の組織

国と地方との事務分担

地方公務員数の推移

地方公共団体の機関

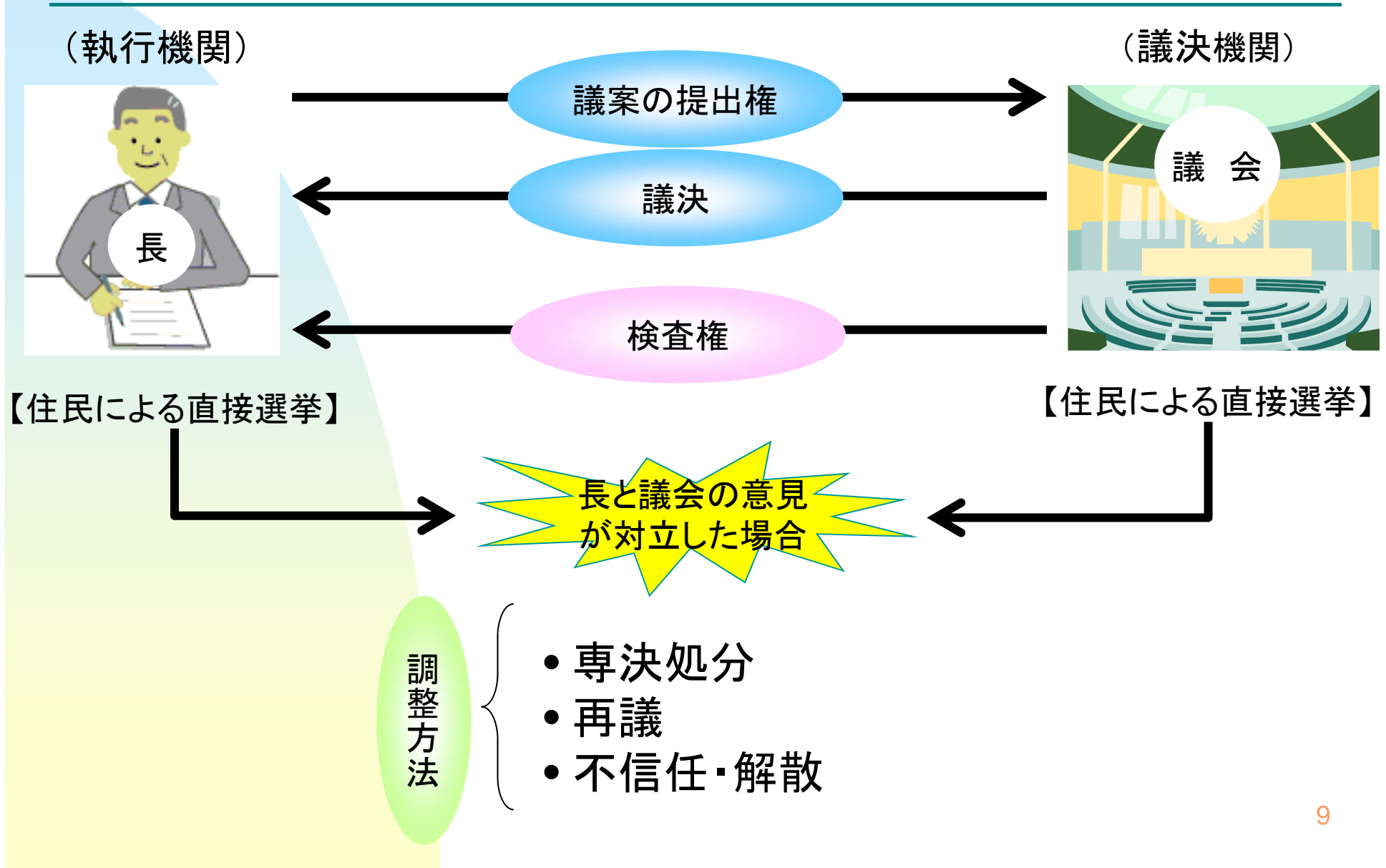
■ 議会：議決機関

- ✓ 議員定数 条例により定める
(2011年の地方自治法改正で人口規模別の上限を撤廃)
- ✓ 議員の任期 4年
- ✓ 議員の被選挙権 25歳以上の住民
- ✓ 議員の選挙権 20歳以上の住民
- ✓ 権限 条例の制定・改廃、予算の議決、決算の認定、
首長の不信任決議 等
- ✓ 議会の開催 定例会（年4回の団体が多い）と臨時会

■ 首長：執行機関

- ✓ 任期 4年
- ✓ 被選挙権 都道府県 30歳以上 市町村 25歳以上
- ✓ 選挙権 20歳以上の住民
- ✓ 権限 規則の制定、議案の提出、予算の執行 等

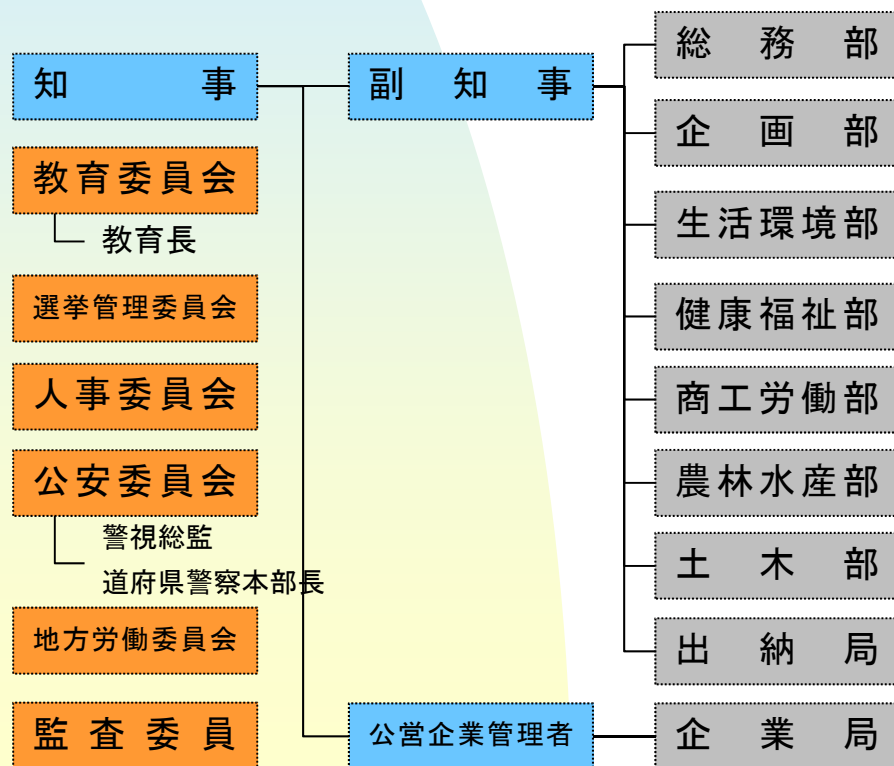
首長と議会の関係（二元代表制）



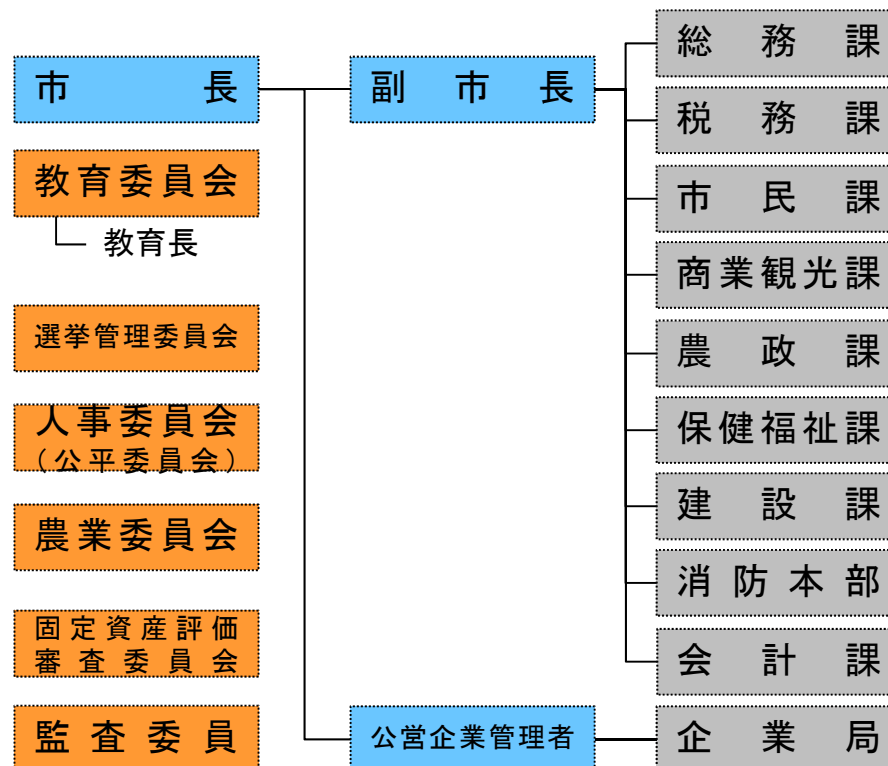
地方公共団体の組織

- ・ 執行機関として知事・市町村長のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会などの機関がある。
- ・ 知事・市町村長の下に、議会の同意を得て知事・市町村長が任命する副知事・副市町村長(任期4年)が、また各分野の事務を担当する部や課等の組織がおかれる。

県の行政機構(一例)



市の行政機構(一例)

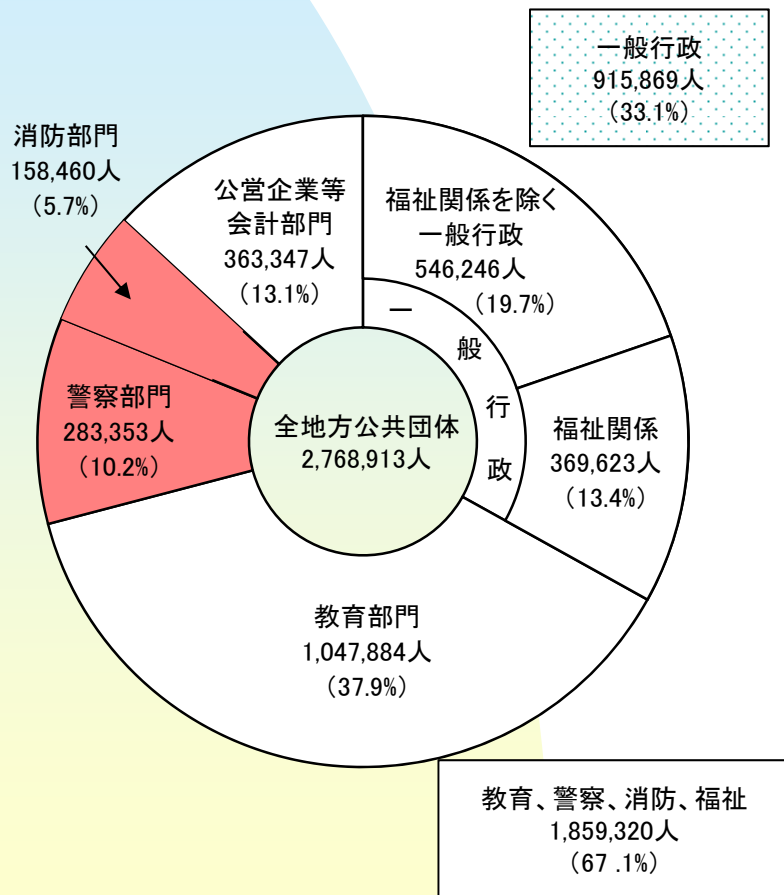


国と地方との事務分担（例示）

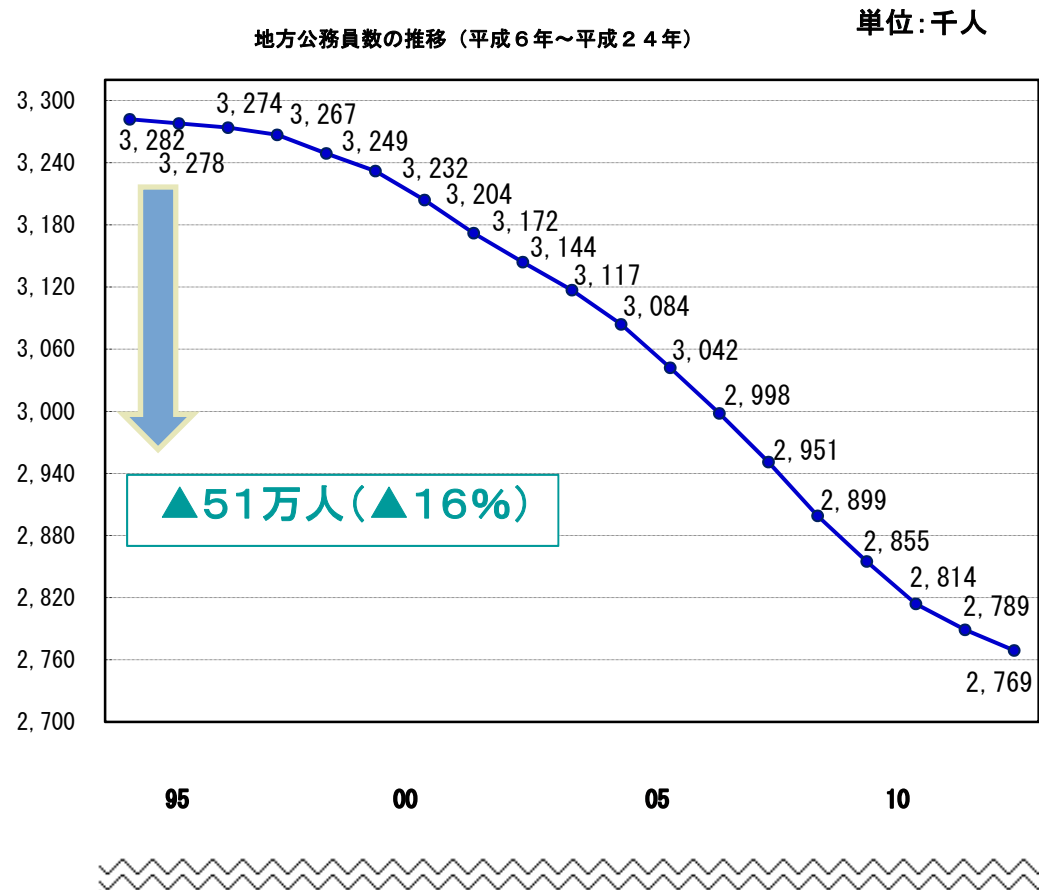
		公共投資	教育	福祉	その他
国		<ul style="list-style-type: none"> ○高速自動車道 ○国道（指定区間） 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学（国立大学法人） 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金 	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛 ○外交 ○通貨
地 方	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○国道（その他） ○都道府県道 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校 ○小・中学校職員 の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画等 ○市町村道 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校 ○幼稚園・保育園 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ処理 ○介護福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ○消防 ○住民登録

地方公務員数の推移

全地方公共団体の部門別職員数(2012. 4. 1 現在)

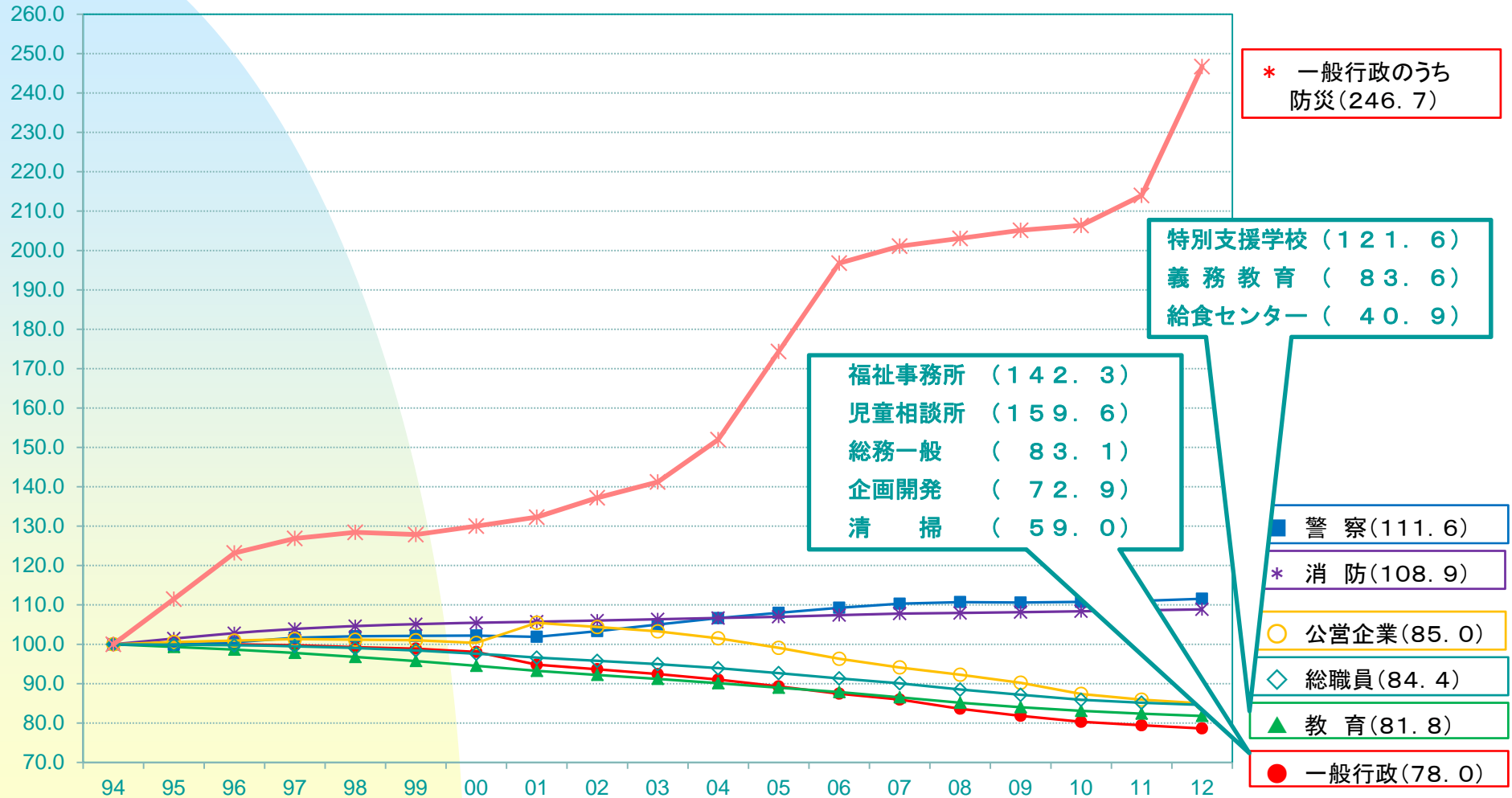


地方公務員数の推移



部門別職員数の推移

(1994年を100とした場合の指数)



4 地方財政

国と地方の歳出割合

国と地方の財源配分

地方の財源

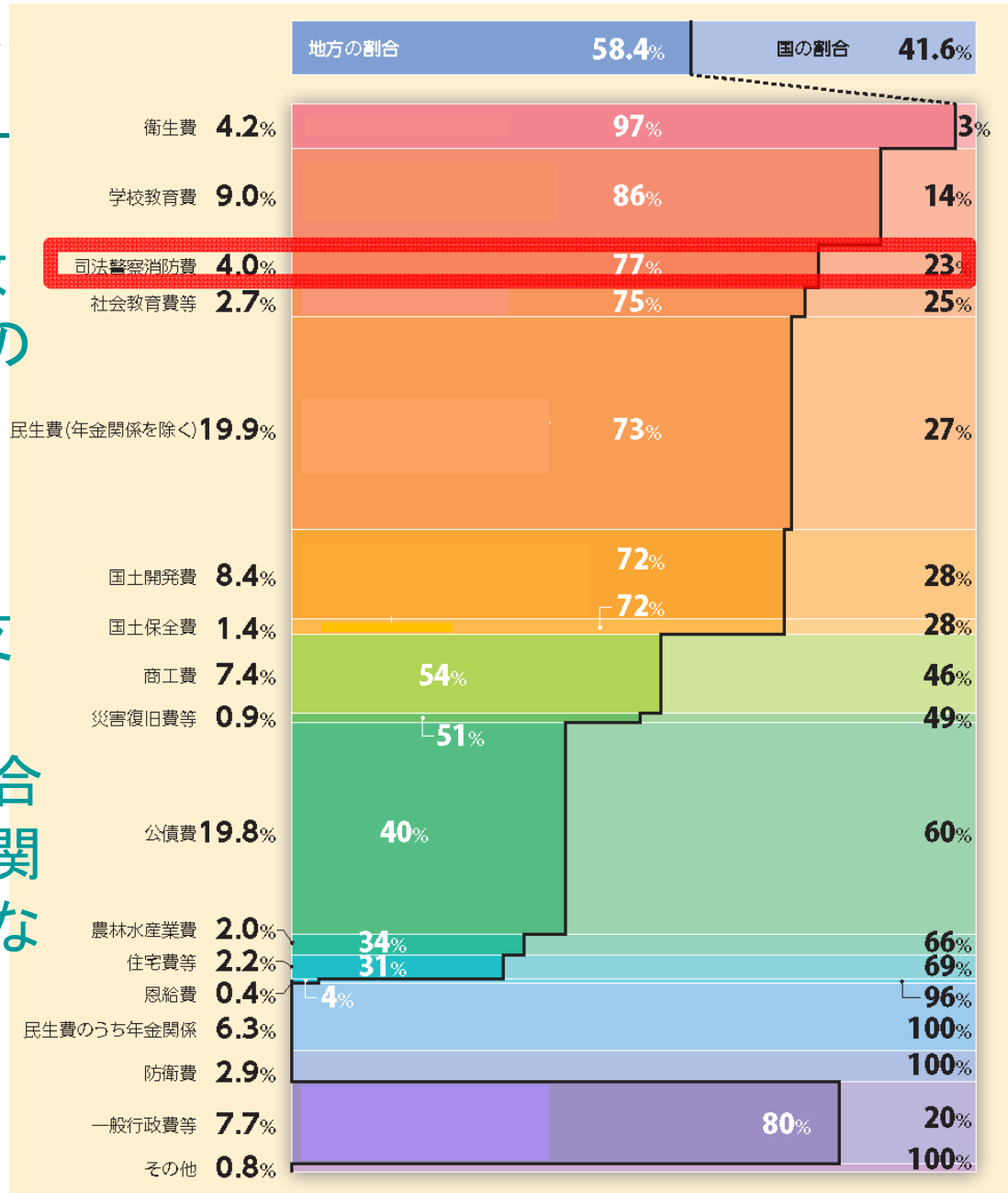
地方交付税の仕組み

被災自治体の歳出の状況

国と地方の歳出割合

- 国と地方を通じた歳出のうち、より住民に身近な行政サービスは、地方の歳出の割合が高い。
 安全・安心な地域づくり分野の関係でいえば、警察消防費は、8割を地方が支出している。
 その他、地方の歳出の割合が高いのは、日常生活に関係の深い衛生、学校教育などの分野である。

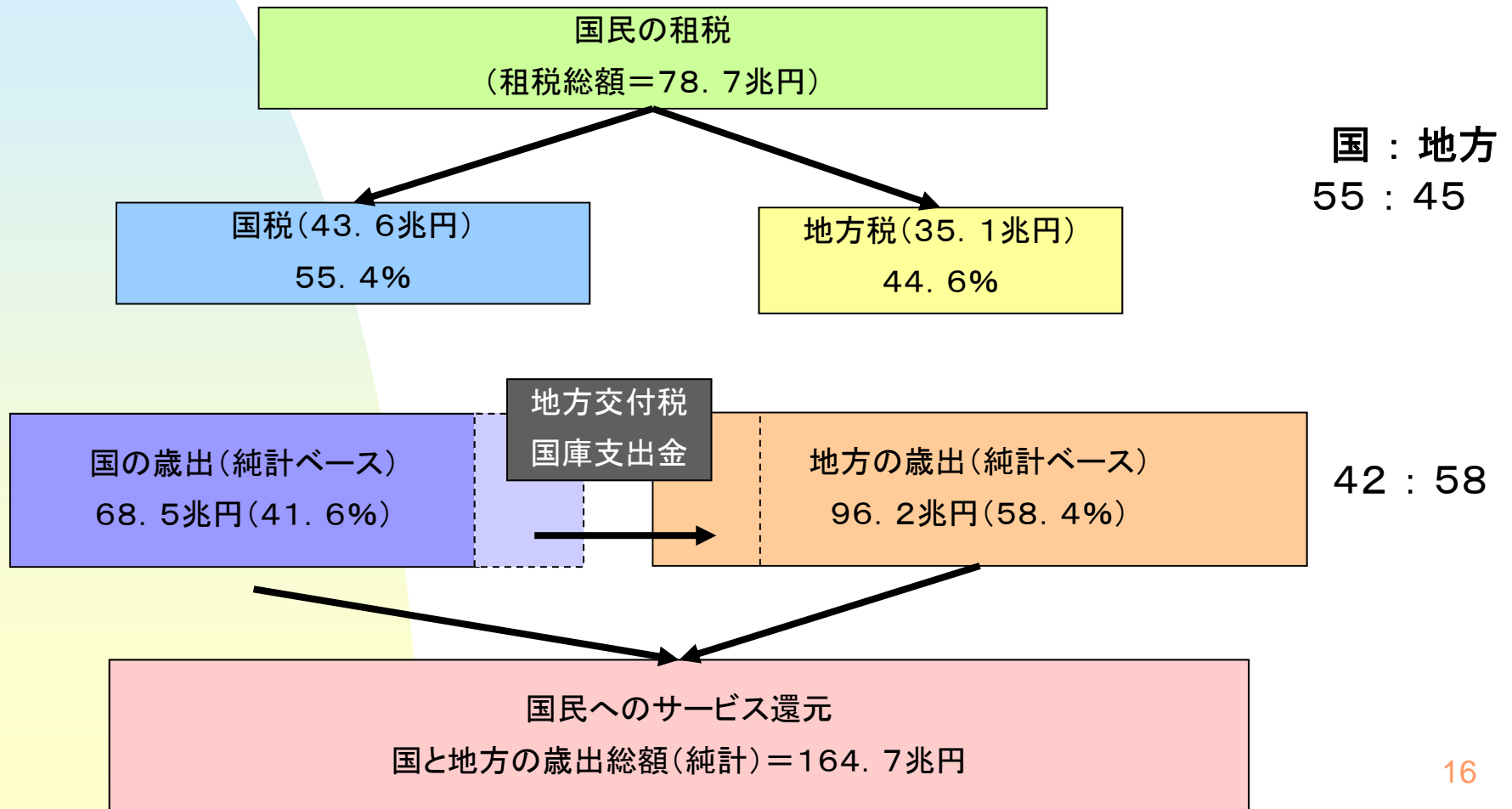
国と地方の主な目的別歳出の割合
(最終支出ベース) (2011年度)



国と地方の財源配分

- 租税収入の配分における国と地方の比率と、最終支出における国と地方の比率が逆転しており、両者の間に大きな隔たりが存在

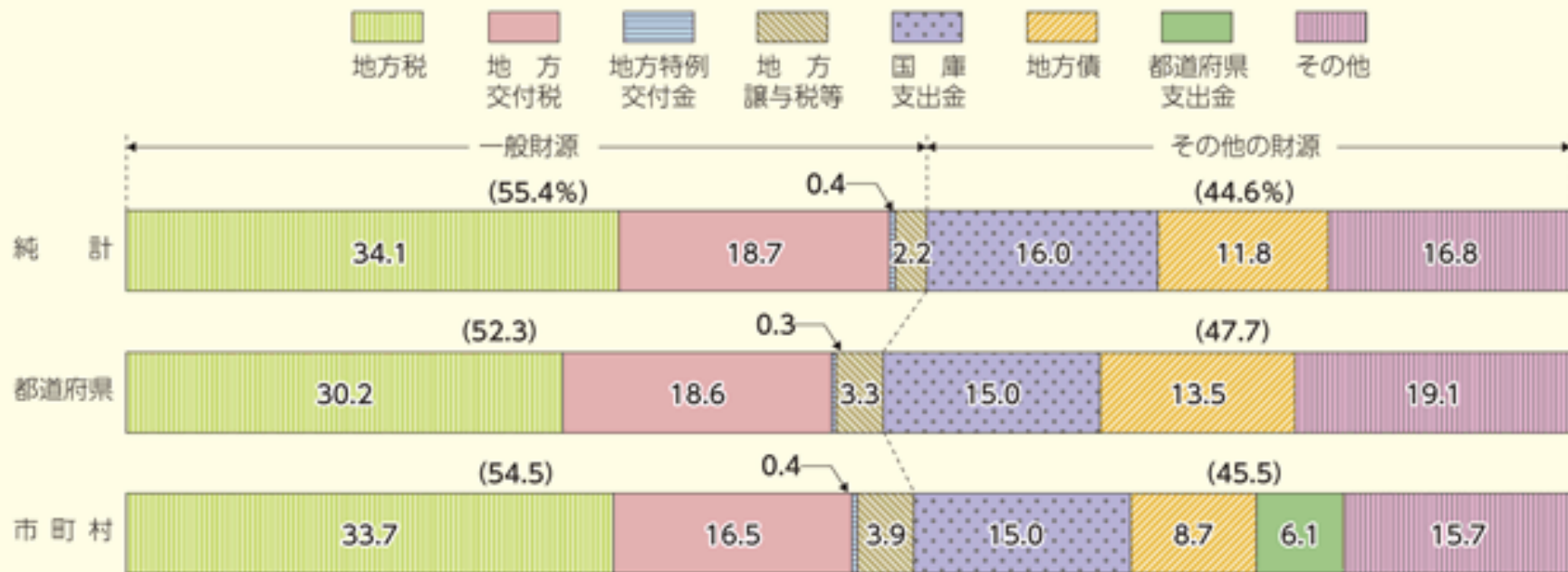
(2011年度)



地方の財源

- 地方公共団体の歳入に占める割合は、地方税(約3割)、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっている。
- 地方税や地方交付税など、使途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいる。

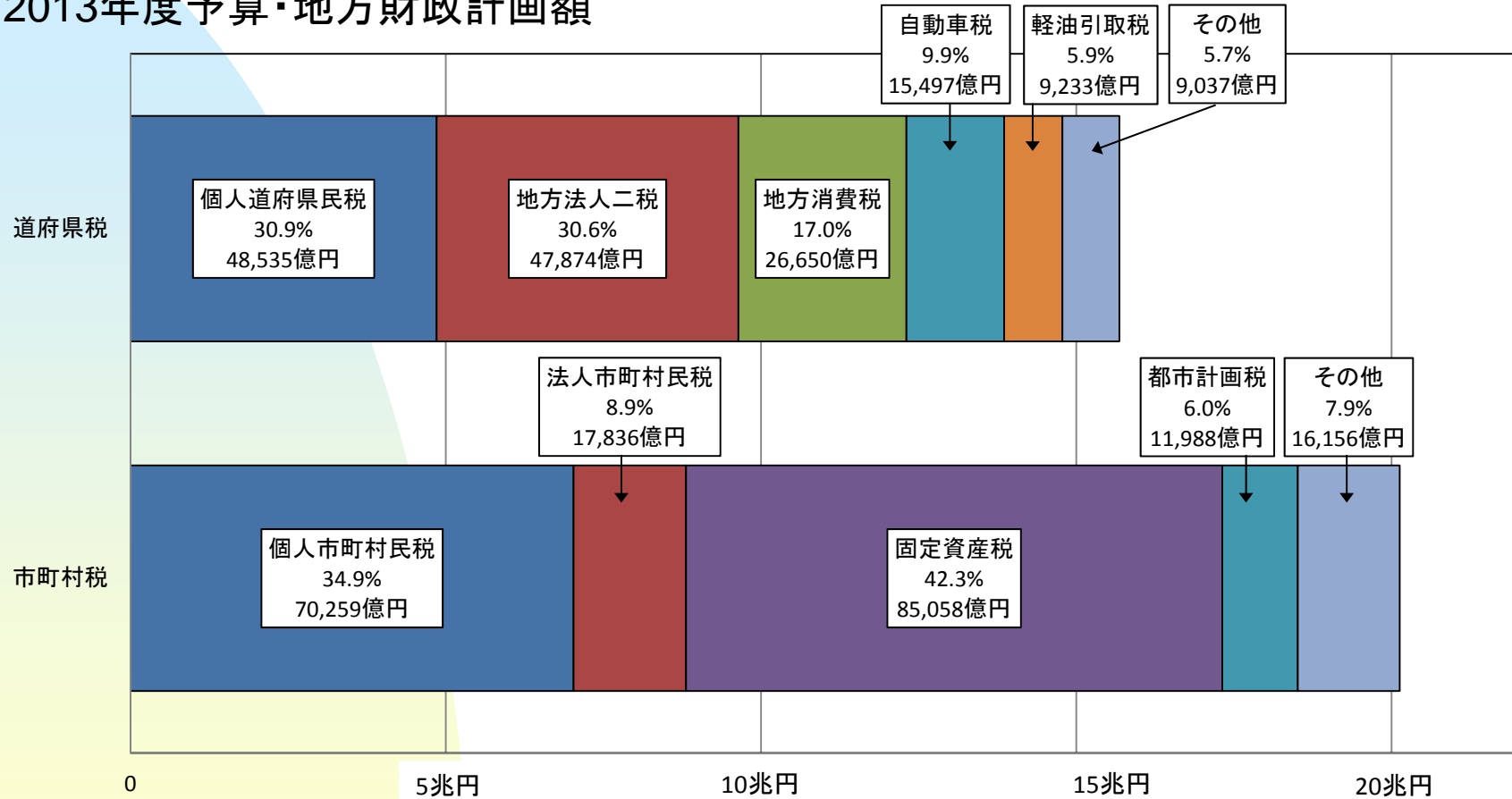
歳入内訳の構成(2011年度)



(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方税の税収内訳

2013年度予算・地方財政計画額



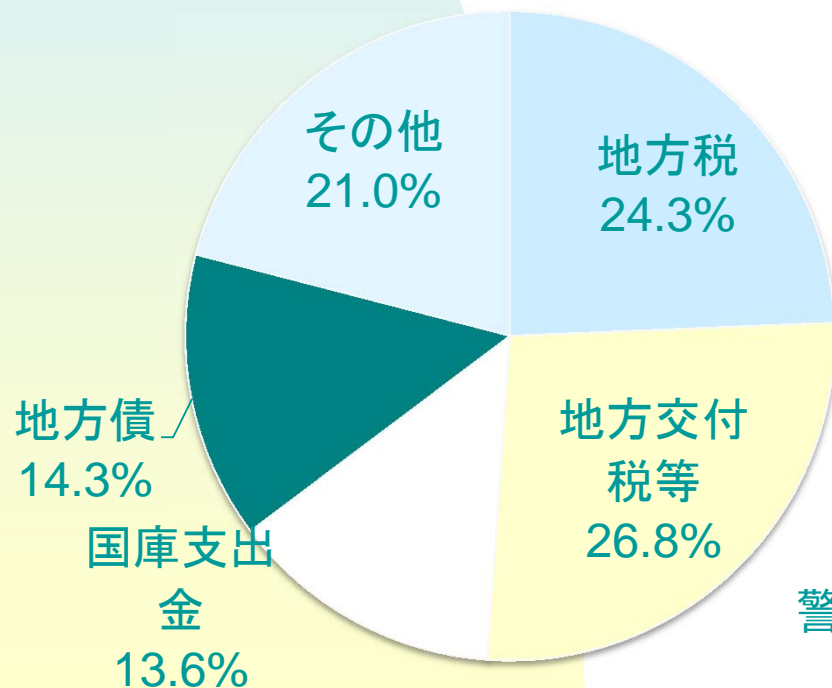
地方交付税の仕組み

- 1) 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障。
(財源調整機能、財源保障機能)
- 2) 各地方公共団体が自ら徴収した地方税同様、地方公共団体が自由に用途を決められる一般財源。
- 3) 総額は、国税5税の一定割合を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき決定。
- 4) 2011年度は、東日本大震災に対応し、復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため、被災自治体を対象とした震災復興特別交付税が創設。

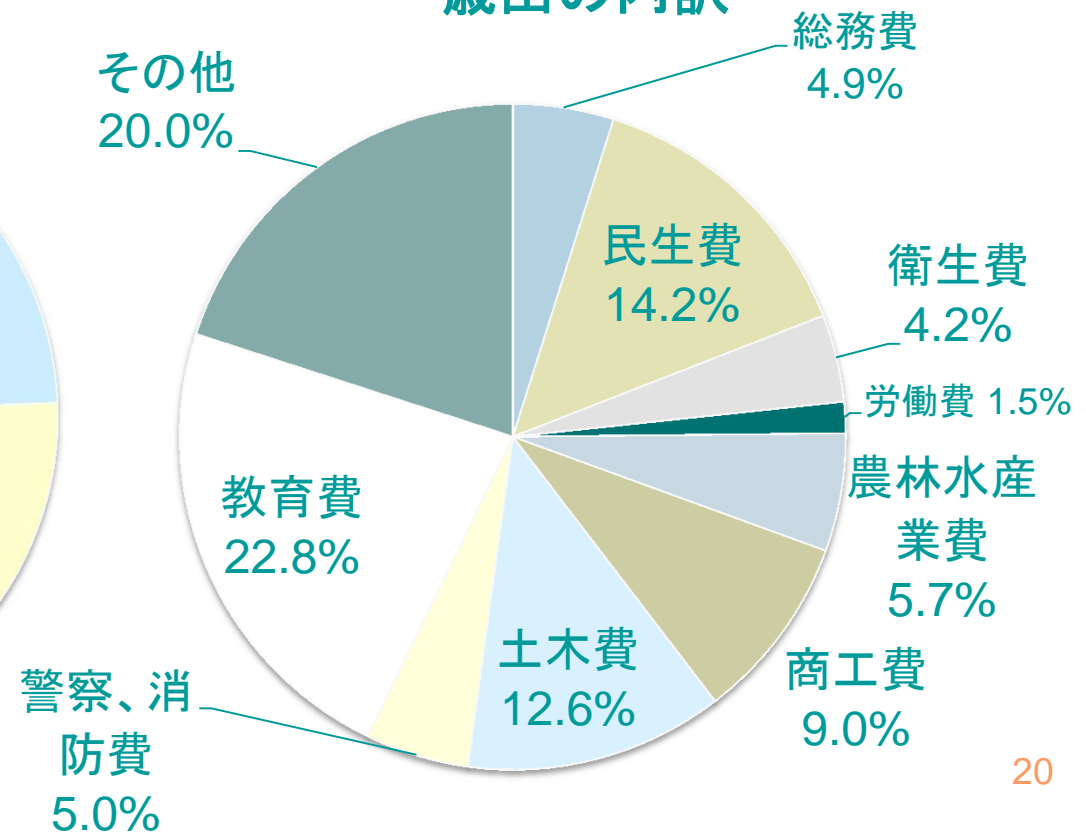
N県の例

- 人口:216万人
- 県職員数:27,156人(一般行政:5,187、教育:17,971、警察:3,848等)
- 県議会議員定数:58人
- 歳入額:8,722億円、歳出額:8,571億円(2011年度)

歳入の内訳



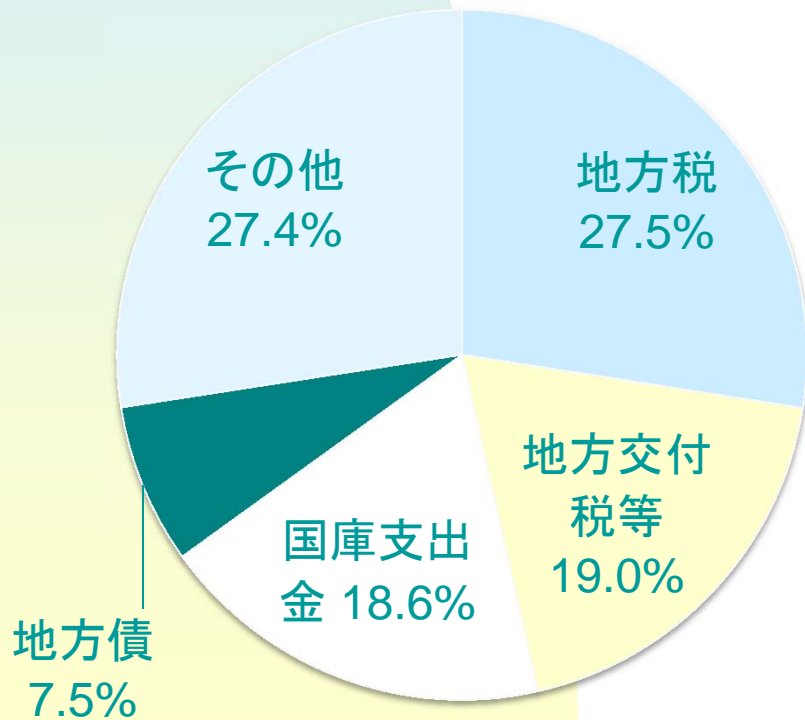
歳出の内訳



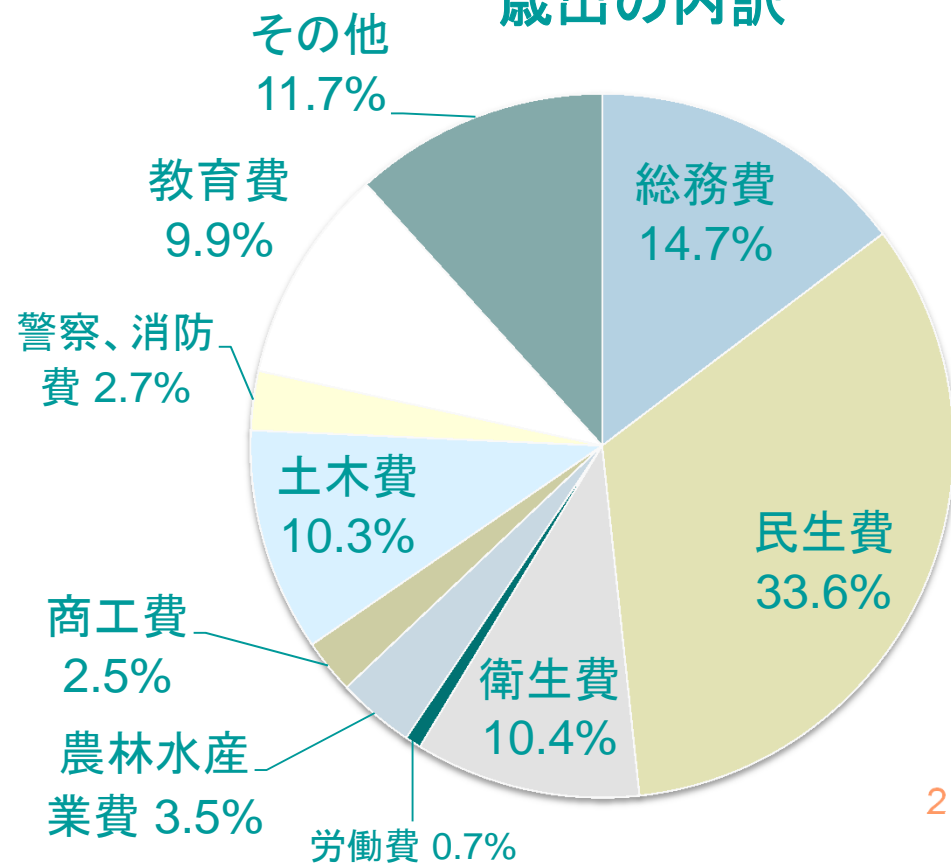
H市の例

- ・ 人口:24万人
- ・ 市職員数:2,119人
- ・ 市議会議員定数:36人
- ・ 歳入額:1,088億円、歳出額:1,046億円(2011年度)

歳入の内訳

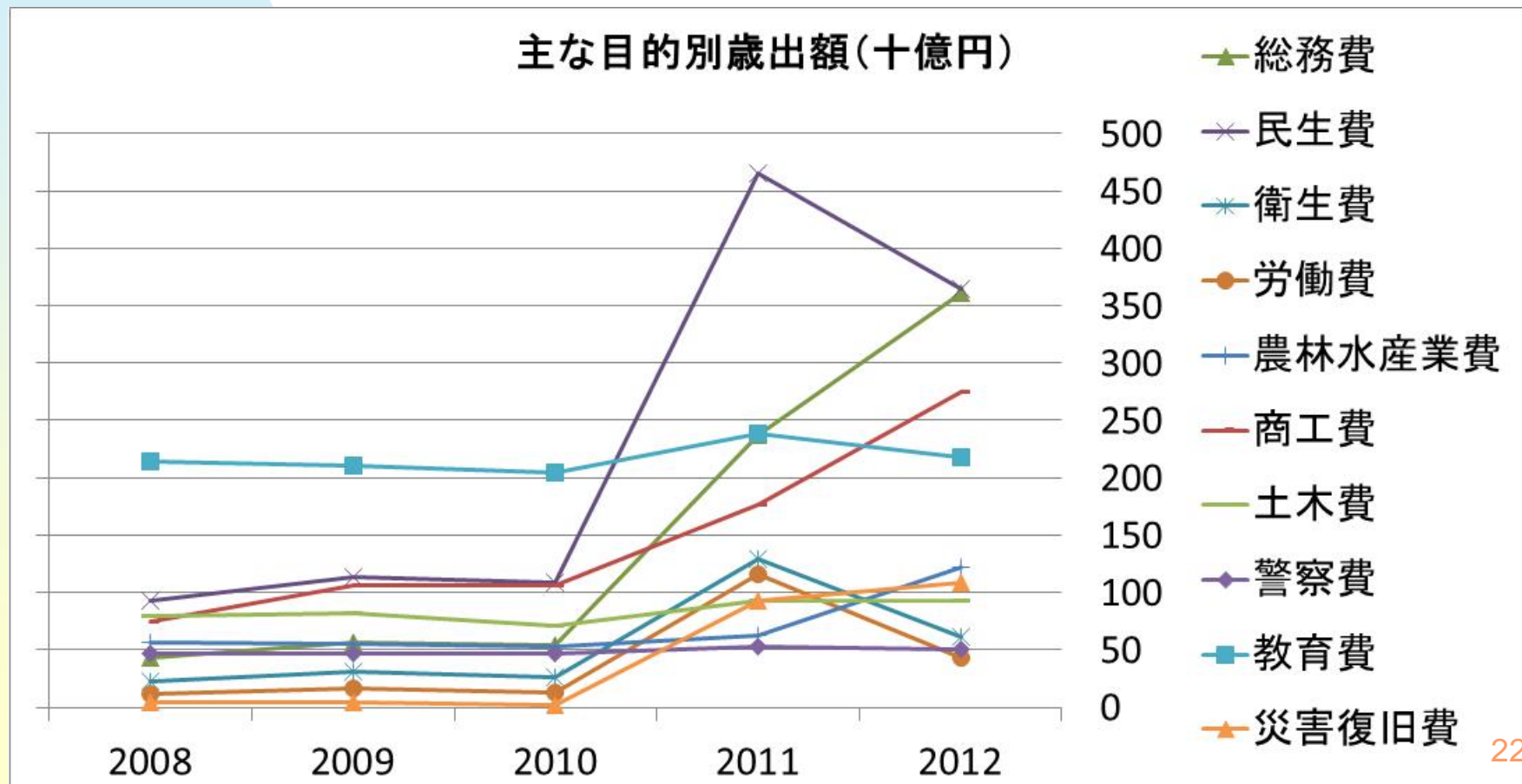


歳出の内訳



M県（被災地）の例

- 人口:233万人
- 県職員数:27,619人(一般行政:4,751、教育:18,222、警察:4,493等)
- 県議会議員定数:59人
- 歳入額:1兆9,879億円、歳出額:1兆8,278億円(2012年度)





5 地方分権改革

地方分権改革の推進

第1次地方分権改革

1993年6月 衆参両院で「地方分権の推進に関する決議」採択

1999年7月 「地方分権一括法」成立

- 国と地方公共団体が分担すべき役割の明確化
（上下・主従の関係から対等・協力の関係へ）
- 機関委任事務制度
（公選の首長を国の機関とみなして国の事務執行を委任）の廃止
- 地方公共団体に対する国の関与等の見直し（類型化＋係争処理手続）
- 権限委譲の推進（国→都道府県、都道府県→市町村）
- 必置規制の見直し（附属機関や職員の設置義務を廃止・緩和）



地方分権推進委員会で検討

市町村合併の推進

行財政基盤の確立のために・・・

→ 市町村の合併

1999. 03. 31 3, 232団体

2006. 03. 31 1, 844団体

2013. 01. 01 1, 719団体

第2次地方分権改革（1）

- 国の法令による義務付け・枠付けの見直し
→ 条例制定権の拡大
- 国から地方への事務・権限の移譲等
- 都道府県から市町村への権限移譲

第2次地方分権改革（2）

●「国と地方の協議の場」を法制化

●各分野の法制度の見直し 3年間で4回

2011.05 第1次一括法

2011.08 第2次一括法

2013.06 第3次一括法

2014.03 第4次一括法案 国会提出

地方分権改革 ～今後の課題～

●地方税財源の充実確保
＋
国庫補助負担金改革

●「勧告による国主導の発案」から
個々の自治体からの「提案募集方式」へ



地方分権改革有識者会議で検討